NOMURA

クレジット・コメント

CREDIT



「質の高いインフラパートナーシップ」においても重要な 役割を果たす

安倍首相が本年 5 月に表明した「質の高いインフラパートナーシップ」では、我が国がアジア開発銀行(以下、ADB)と連携して今後 5 年間に約 1,100 億ドル(13 兆円規模)の「質の高いインフラ投資」をアジア地域に提供することが謳われているが、国際協力機構(以下、JICA)は当パートナーシップにおいても重要な役割を果たすことが期待されている。本稿では、近年益々高まるJICA の政策的重要性を示唆するトピックを紹介すると共に、14 年度の事業概況や決算内容を確認し、JICA のクレジットの見方について述べる。

事業概況: 2014 年度の円借款承諾額は1兆円と高水準を維持

図表 1: 円借款承諾額·貸付実行額



出所:JICA 資料より野村證券作成

1世界銀行グループの一機関で、最貧国を中心に支援を行う組織。

Global Markets Research

2015年7月22日

リサーチアナリスト

クレジット調査

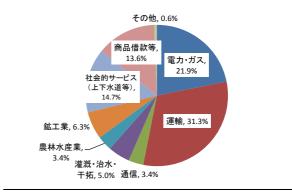
岩谷 賢伸 クレジット・アナリスト- NSC masanobu.iwatani @nomura.com +81 3 6703 3876

図表 2:円借款承諾額上位 10 か国(2014 年度)

	国名	地域	承諾額 (億円)	前年比 (億円)
1	国際開発協会(IDA)	-	1,904	1904
2	バングラデシュ	南アジア	1,210	1210
3	インド	南アジア	1,210	△ 1905
4	ミャンマー	東南アジア	983	472
5	ウズベキスタン	中央アジア	867	518
6	ベトナム	東南アジア	827	△ 829
7	チュニジア	アフリカ	485	376
8	カンボジア	東南アジア	368	279
9	ケニア	アフリカ	321	321
10	アフリカ開発銀行	アフリカ	307	307

出所:JICA 資料より野村證券作成

図表 3:部門別円借款承諾額 (累計;2014年度末)



出所:JICA 資料より野村證券作成

2014 年度決算: リスク管理債権は引き続き減少傾向

14 年度の有償資金協力勘定²の収支状況(図表 4)は、<u>経常費用 947 億円</u> (前期比△24 億円)、経常収益 2,091 億円(前期比△87 億円)、当期総利益 1,144 億円(同△111 億円)で、減収減益ではあるが、超低金利の恩恵を受けて黒字決算を継続した。貸付金利の低下により貸付金利息が引き続き減少(同 △100 億円)していることや、貸出残高の増加及び一部貸付先のクレジット低下により貸倒引当金・偶発損失引当金³の繰入が増加(同+227 億円)したことが減収減益の主要因である。

図表 4: 損益計算書

(百万円)

	13/3	14/3	15/3
経常費用	128,703	92,277	94,687
有償資金協力業務関係費	128,703	92,277	94,687
債券利息	4,334	4,950	5,430
借入金利息	31,348	27,387	24,068
金利スワップ支払利息	8,297	10,147	9,290
業務委託費	21,031	21,278	18,977
債券発行費	354	307	444
人件費	2,993	3,056	3,233
賞与引当金繰入	188	208	234
物件費	12,795	12,669	13,067
減価償却費	281	257	252
税金	90	83	82
関係会社株式評価等損	196	3,905	-
貸倒引当金繰入	25,278	7,755	17,076
偶発損失引当金繰入	20,196	-	2,526
経常収益	222,202	217,847	209,144
有償資金協力業務収入	221,549	217,419	208,688
貸付金利息	184,958	178,962	169,039
国債等債券利息	13	11	8
受取配当金	27,520	24,429	36,186
貸付手数料	2,775	3,125	3,451
関係会社株式評価等益	505	_	2
偶発損失引当金戻入	-	10,877	-
財務収益	26	23	30
雑益	477	385	405
償却債権取立益	150	19	19
只马及在小工业		125,569	114,456
経常利益	93,499	123,309	
	93,499 2	123,309	19
経常利益			

出所:JICA 資料より野村證券作成

² 「有償資金協力勘定」では、財政融資資金借入金や財投機関債などを財源に開発途上国への円借款等を実施している。その他、技術協力や無 償資金協力を実施する「一般勘定」がある。

³ 「偶発損失引当金」は、融資契約承諾済融資未実行額のうち、確実に貸付義務を負っている金額等に関して、偶発的に発生する損失に備える ため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上するもので、**13** 年度中間期から計上を始めたものである。

貸借対照表(図表 5)を確認すると、資産側では資産のほとんどを占める「貸付金」が 11 兆 2,234 億円(前期比+1,548 億円)に増加した。一方、負債側では、調達の約 8 割を占める「財政融資資金借入金」が 1 兆 7,035 億円(同 △783 億円)と減少傾向にある一方、「債券」(=財投機関債)は 4,273 億円 (同+1,073 億円) に増加している。その結果、債券の比率が調達の約 2 割と徐々に上がってきている。また、自己資本比率は、前年度ほぼ横ばいの 80.6%であった。

図表 5: 貸借対照表

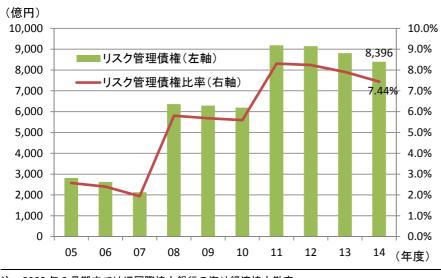
/-	ς.	ᆮ	т	١
(1	=,	"	п	,

	13/3	14/3	15/3		13/3	14/3	15/3
流動資産	11,011,073	11,054,800	11,276,597	流動負債	386,807	322,221	316,260
現金及び預金	58,820	66,376	127,049	1年以内償還予定債券	-	-	10,000
貸付金	11,020,269	11,068,668	11,223,480	1年以内償還予定財政融資資金借入金	317,109	275,875	244,354
貸倒引当金	△ 140,847	△ 142,613	△ 145,266	未払金	5,557	6,662	6,645
前渡金	3,704	4,088	6,226	未払費用	9,446	8,460	7,471
未収収益	42,848	40,459	37,543	金融派生商品	33,989	21,510	35,132
未収入金	358	448	501	偶発損失引当金	20,196	-	11,931
差入保証金	25,833	17,289	26,946	固定負債	1,930,813	1,834,174	1,884,308
固定資産	118,426	99,048	60,123	債券	260,000	320,000	417,305
有形固定資産	9,035	1,805	8,741	財政融資資金借入金	1,662,561	1,506,085	1,459,230
投資その他の資産	109,391	90,146	51,381	退職給付引当金	8,018	7,892	7,330
投資有価証券	46	0		負債合計	2,317,620	2,156,395	2,200,569
関係会社株式	76,473	67,298	43,046 1	資本金	7,714,798	7,765,397	7,813,897
破産債権、再生債権、更生債権そ の他これらに準ずる債権	72,617	68,575	68,324	政府出資金	7,714,798	7,765,397	7,813,897
貸倒引当金	△ 40,577	△ 46,566	△ 60,988	利益剰余金	1,129,789	1,255,357	1,369,795
差入保証金	827	830	830	準備金	1,036,291	1,129,788	1,255,357
			L	当期未処分利益	93,497	125,568	114,438
			lá	吨資産合計	8,811,879	8,997,452	9,136,151
資産合計	11,129,499	11,153,848	11,336,721 1	負債純資産合計	11,129,499	11,153,848	11,336,721

出所:JICA 資料より野村證券作成

<u>リスク管理債権</u>の動向(図表 6)を確認すると、11年度末に「アラブの春」による中東地域の政治・経済の不安定化等を背景にリスク管理債権比率が8%を超えたが、その後は落ち着きを見せており、14年度末は7.44%まで低下した。参考までに円借款残高上位国(図表 7)のソブリン格付けを見ると、足許ではパキスタンやエジプトのように格上げされたり、格付けの見通しが「ポジティブ」に引き上げられたりする国がある一方、格下げや見通しの引下げは起きておらず、全般的に貸付先のクレジットは改善していると言えよう。

図表 6: リスク管理債権



注:2008年3月期までは旧国際協力銀行の海外経済協力勘定

出所: JICA 資料より野村證券作成

図表 7: 円借款残高上位国(2014年度末)

	国名	地域	残高 (億円)	前年比(億円)	【参考】ソブリン格付け(※)			
					Moody's		S&P	
					外貨建て 長期	アウトルック	外貨建て 長期	アウトルック
1	インドネシア	東南アジア	18,516	△ 1,118	Baa3	安定的	BB+	ポジティブ
2	インド	南アジア	16,354	818	Baa3	ポジティブ	BBB-	安定的
3	中国	東アジア	14,445	△ 966	Aa3	安定的	AA-	安定的
4	ベトナム	東南アジア	12,667	1,079	B1	安定的	BB-	安定的
5	フィリピン	東南アジア	8,233	△ 48	Baa2	安定的	BBB	安定的
6	パキスタン	南アジア	6,080	109	B3	安定的	B-	ポジティブ
7	タイ	東南アジア	4,370	0	Baa1	安定的	BBB+	安定的
8	スリランカ	南アジア	3,821	57	B1	安定的	B+	安定的
9	トルコ	欧州	2,773	△ 30	Baa3	ネガティブ	BB+	ネガティブ
10	エジプト	中東	2,579	△ 64	B3	安定的	B-	ポジティブ

注: ※は全て無登録格付け。格付けは 2015 年 6 月末現在。2015 年初以降、格付けが上方修正された部分は緑字にしている。オレンジの塗りつぶしは非投資適格。

出所:JICA 資料より野村證券作成

JICA を巡る注目トピック①: BRICS 銀行とアジアインフラ投資銀行の設立

2015年6月29日、中国が主導するアジアインフラ投資銀行(AIIB)の設立協定署名式が開催された(図表8)。アジア太平洋地域の国々は元より、欧州主要国が参加し、設立時の加盟国は57か国に及ぶが4、日本や米国は参加を見送った。AIIBは15年末の業務開始を予定している。一方、BRICS5か国(ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ)により14年7月に設立された通称「BRICS銀行」は、16年4月頃に最初の案件に融資予定としている。アジア開発途上国のインフラ整備支援を担う新たな国際開発金融機関の登場により、国際通貨基金(IMF)、世界銀行、ADB、JICAを含む各国のODA実施機関等によって担われてきた国際開発支援の秩序に如何なる変化が生じるのか、また、JICAは新組織とどのように協調又は競争していくのか、今後の動向が注目される。

図表 8: BRICS 銀行とアジアインフラ投資銀行

BRICS銀行 (New Development Bank)		アジアインフラ投資銀行: AIIB (Asian Infrastructure Investment Bank)
2014年7月	設立	2015年6月
中国・上海	所在地	中国・北京
K.V.カマート氏(インド)	総裁	金立群氏(中国)の予定
・500億ドル(5か国が均等出資) ・将来は1,000億ドルに拡大方針	資本金/ 出資比率	・1,000億ドル ・中国: 約30%、インド: 約8%、ロシア: 約6%など
 ・当初5か国(ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ) ・他国の新規加盟認めるが、BRICSの出資比率が55%を下回ることはない 	加盟国	当初57か国(アジア太平洋地域:34か国、その他: 23か国)
加盟国が1票ずつ	議決権	中国が約26%を握り、重要案件における実質的な 拒否権保持
BRICS及び他の途上国のインフラ・プロジェクト等	支援対象	アジア地域のインフラ・プロジェクト等
15年末~16年初に営業開始。16年4月頃に初めて の融資を実施予定。	業務開始	15年末の業務開始を予定

出所:野村證券作成

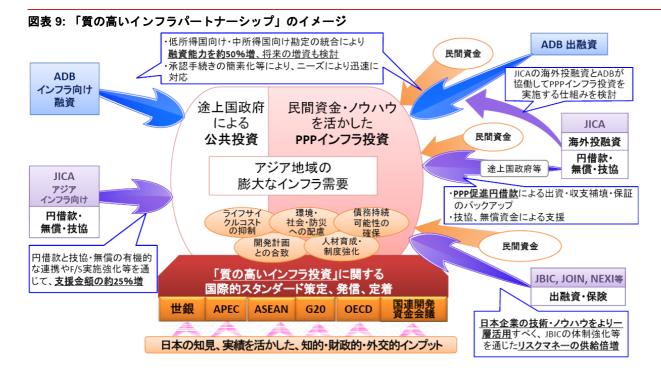
JICA を巡る注目トピック②:「質の高いインフラパートナーシップ」

2015年5月21日、安倍首相は「第21回国際交流会議 アジアの未来」に おいて講演し、ADB と連携して今後5年間で約1,100億ドル(13兆円規模)の「質の高いインフラ投資」をアジア地域に提供することを表明した。上記の AIIB 設立に対抗する意味合いもあると推察される。この「質の高いインフラパ

⁴6月29日の署名式では、国内手続きの遅れなどで57か国中7か国が署名を先送りした。

ートナーシップ」(図表 9)は、①日本の経済協力ツールを総動員した支援量の拡大・迅速化、②日本と ADB のコラボレーション、③JBIC の機能強化等によるリスク・マネーの供給倍増、④「質の高いインフラ投資」の国際的スタンダードとしての定着の四本柱からなる。

第一の柱では、JICAによる円借款と技術協力・無償資金協力の有機的な連携や、海外投融資の強化により、アジアのインフラ分野向け支援を約25%増加することが掲げられ、具体的には、途上国政府が、PPP(Public Private Partnership)インフラ・プロジェクトに対して出資金や保証などを提供する際のバックアップとなる新設円借款の活用を通じ、民間資金のインフラ・プロジェクトへの動員を促進するとしている。また、円借款の更なる迅速化に向けた取組みの継続も掲げられている。第二の柱では、JICAが海外投融資を用いてADBと共にPPPインフラ投資を実施する仕組みの創設を検討することが示されている。



出所: 外務省、財務省、経産省、国交省資料より転載

実際、15年7月4日に日本政府とメコン地域諸国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム)の首脳が採択した「日・メコン協力のための新東京戦略 2015」では、メコン地域に対する ODA に関して今後3年間(2016~18年)で7,500億円規模の支援を行っていくことが表明されており、これは前回の「東京戦略 2012」で示した3年間合計6,000億円の25%増しである。「アジア・インフラ向け支援25%増」の目標により、JICAの年間の円借款承諾額が今後どの程度の規模になるか注目される。また、2012年度に本格再開した海外投融資⁵(14年度の承諾は2件、21億円)が上記の活用促進策により実績を大幅に伸ばしていくかも注目である。

⁵ 開発途上国において、民間企業等が行う開発効果の高い事業であり、かつ、一般の金融機関だけでの対応が困難な場合に出融資により支援する事業。対象分野は①インフラ・成長加速、②MDGs・貧困削減、③気候変動対策。

クレジットの見方と留意点

JICA は、我が国唯一の ODA 実施機関であり、その政策的重要性は元来極め て高いが、近年、政府は、円借款を含む ODA を成長戦略外交のための重要政 策ツールと位置付け、それを梃に日本企業によるインフラシステム輸出や日本 企業の海外進出を推進しており、その重要性は更に増している。前述の「質の 高いインフラパートナーシップ」においても、JICA については従来以上の役割 が期待されている。また、予算を見ても、15年度の円借款等の事業規模は前年 度横ばいの 9,885 億円と高水準が確保されている (図表 10)。 更に、財務面で は、国内の超低金利の継続等を背景に収支は安定的な黒字となっているほか、 自己資本比率は80%を維持している。以上より、JICAの当面のクレジットに 懸念はない。ただし、政府の政策目標実現ツールとしての JICA の重要性が高 まることは、政治の意向に事業運営が左右されやすくなることと表裏一体でも ある。今後、政治の意思により、回収可能性が低いプロジェクトに対する出融 資が増えていくようなことがあれば、JICA のクレジットにはネガティブである。 なお、足許では小康状態となっているが、中東地域やその他地域(ウクライナ 等)における地政学リスクの高まりが貸付先の国々のクレジットに与える負の 影響などには引き続き留意が必要である。

図表 10: 有償資金協力勘定の予算

(億円)

					(1/6/13/
		12年度	13年度	14年度	15年度
		予算	予算	予算	予算
出融資	出融資規模	8,800	9,150	9,885	9,885
規模	(うち海外投融資)	3	235	239	280
	政府出資金	569	506	485	483
	財政投融資	4,270	3,844	4,820	4,366
	(うち財政融資資金借入金)	4,270	3,844	4,220	3,766
原資	(うち政府保証債)	-	-	600	600
	財投機関債	800	800	800	600
	その他自己資金等(回収金含む)	3,161	4,000	3,780	4,436
	合計	8,800	9,150	9,885	9,885

出所: JICA 資料より野村證券作成

無登録格付に関する説明書

野村證券株式会社

格付会社に対し、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録の格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合、金融商品取引法により、無登録の格付業者が付与した格付(以下「無登録格付」といいます)である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録の格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

〇格付業者について

スタンダード&プアーズ

〇格付業者グループの呼称等について

格付業者グループの呼称:

スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービシズ(以下「S&P」といいます。)

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号:

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第5号)

〇信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ

(http://www.standardandpoors.co.jp) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」

(http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered) に掲載されております。

〇信用格付の前提、意義及び限界について

S&P の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P は、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P は、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査、デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成 26 年 1 月 31 日現在、当社が信頼できると考える情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

ムーディーズ

〇格付業者グループの呼称等について

格付業者グループの呼称:

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ」といいます。)

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号:

ムーディーズ・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第2号)

〇信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ (ムーディーズ日本語ホームページ

(http://www.moodys.co.jp)の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

〇信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っていません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成 26 年 1 月 31 日現在、当社が信頼できると考える情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

フィッチ

〇格付業者グループの呼称等について

格付業者グループの呼称:フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」といいます。) グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号:

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第7号)

〇信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパンのホームページ(http://www.fitchratings.co.jp)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

〇信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成 26 年 1 月 31 日現在、当社が信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以上

野村グループが株式を合計 1%以上保有している会社および野村證券が過去 12 ヶ月間に株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の募集又は売出しに関し主幹事を務めた会社につきましては、

http://www.nomuraholdings.com/jp/report/をご参照ください。本件につき情報が必要な方は、野村證券 リサーチ・プロダクト部までお問合せ下さい。

次に記載する会社の役員を兼務している野村證券の役員がいます。鹿島(1812)、セブン&アイ・ホールディングス(3382)、武田薬品工業(4502)、JX ホールディングス(5020)、旭硝子(5201)、トーヨーカネツ(6369)、リケン(6462)、ホンダ(7267)、東京エレクトロン(8035)、住友商事(8053)、日本テレビホールディングス(9404)。

次に記載する会社は、野村證券の親会社である野村ホールディングスの子会社又は関連会社です。野村不動産ホールディングス (3231)、野村総合研究所 (4307)、足利ホールディングス (7167) ジャフコ (8595)、高木証券 (8625)、杉村倉庫 (9307)。

債券を募集・売出等その他、当社との相対取引によって購入する場合は、購入対価のみをいただきます。債券の価格は市場の金利水準の変化に対応して変動しますので、損失が生じるおそれがあります。また、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。加えて、外貨建て債券は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)取引を当社と相対でお取引いただく場合は手数料をいただきません。 CDS 取引を行なうにあたっては、弊社との間で合意した保証金等を担保として差し入れ又は預託していただく場合があり、取引額は保証金等の額を超える場合があります。保証金等の額は信用度に応じて相対で決定されるため、当該保証金等の額、及び、取引額の当該保証金等の額に対する比率をあらかじめ表示することはできません。CDS 取引は参照組織の一部又は全部の信用状況の変化や、あるいは市場金利の変化によって市場価値が変動し、当該保証金等の額を超えて損失が生じるおそれがあります。 信用事由が発生した場合にスワップの買い手が受取る金額は、信用事由が発生するまでに支払う金額の総額を下回る場合があります。 また、スワップの売り手が信用事由が発生した際に支払う金額は、信用事由が発生するまでに受取った金額の総額を上回る可能性があります。他の条件が同じ場合に、スワップの売りの場合に受取る金額と買いの場合に支払う金額には差があります。 CDS 取引は、原則として、金融商品取引業者や、あるいは適格機関投資家等の専門的な知識を有するお客様に限定してお取り扱いしています。

野村證券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第142号

【加入協会】

日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会